

香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第7号

香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則

香川県教科書センター設置管理規則（昭和31年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 略 名 称 位 置 略 香川県三豊教科書センター 三豊市 <u>三豊市役所内</u>	(名称及び位置) 第2条 教科書センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名 称 位 置 略 香川県三豊教科書センター 三豊市 <u>三豊市豊中庁舎内</u>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。